

耐震シェルター等助成制度一覧

※ 融資金利、利子補給額・率等は、年又は年度ごとに変動する場合があります。詳細は、所管行政庁 問合せ先(担当課)にお問合せください。

平成30年4月1日現在

事業主体	事業名	制度の種類	助成制度の対象等				備考	所管行政庁 問合せ先		
			対象となる建築物	対象者の要件 (所得制限、年齢制限等)	補助支払 又は 融資対象限度額	補助率 又は 利子補給率 (上限)		担当課	TEL	内線
千代田区	木造住宅の耐震化促進助成事業	補助	昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅のうち、現に居住者がいるもの	当該住宅の所有者もしくは、当該所有者の委任を受けたもの又は賃借人もしくは使用借人	40万円	10/10	東京都が推奨している耐震シェルター等であること。	環境まちづくり部建築指導課構造審査係	03-5211-4310	
中央区	住宅・建築物耐震改修等支援事業	補助	昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅	所有者又は賃借人	150万円	一般 1/2 高齢者・障害者 10/10		都市整備部建築課構造係	03-3546-5459	
新宿区	新宿区建築物等耐震化支援事業	補助	昭和56年5月31日以前に着工した木造の2階建て以下の住宅、店舗等併用住宅(住宅の用に供する床面積の合計が延べ面積の1/2を超えるもの)	世帯全員が住民税を滞納していないこと	・耐震シェルター 45万円 ・耐震ベッド 35万円	9/10	予備耐震診断や詳細耐震診断の結果「耐震補強が必要」と診断されていること	都市計画部防災都市づくり課	03-5273-3829	
文京区	文京区耐震化促進事業(木造住宅耐震シェルター等助成)	補助	・防火地域内の昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅で耐震化基準を満たさない建物 ・建築基準法上の道路に突出していない等	・建物の所有者(所有者が複数の場合は建物の所有者の代表者が申請) ・建物所有者と土地所有者が異なる場合は、土地所有者の同意が必要	(一般世帯)20万円 (高齢者等)40万円	(一般世帯) 工事費の1/2 (高齢者等) 工事費の3/4		都市計画部地域整備課耐震・不燃化担当	03-5803-1846	2937
墨田区	耐震シェルター等設置助成	補助	区内にある昭和56年5月31日以前に着工した木造住宅	高齢者等が当該木造住宅に居住する場合に限る	50万円	9/10	東京都が安価で信頼できる木造住宅の耐震改修工法・装置の評価委員会において選定した装置部門の装置を設置(装置を設置する床の補強工事を含む。)する工事であること	都市計画部防災まちづくり課不燃化・耐震化担当	03-5608-6269	
品川区	耐震シェルター等設置支援事業	補助	昭和56年5月31日以前に建築された、2階建て以下の木造住宅等(戸建住宅、長屋、共同住宅)	品川シェルター ①高齢者(65歳以上)、または身体障害者(障害者等級2級以上)の方がいる世帯 ②年間世帯所得が600万円未満であること。 ③共同住宅や借家に居住する方は、建築物所有者の承認を得ていること。	50万円	10/10	設置対象は1階の4畳半～6畳間。	都市環境部建築課耐震化促進担当	03-5742-6634	
目黒区	目黒区耐震シェルター等設置支援事業	補助	昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅	年間所得額が200万円以下の世帯のうち、65歳未満の方(障害程度1級又は2級の人を除く)がいない世帯	30万円	10/10	住宅の1階部分に設置すること。既に、耐震シェルター等の設置助成または耐震改修助成の交付決定を受けていないこと。	都市整備部建築課耐震化促進係	03-5722-9490	
大田区	大田区耐震シェルター等設置助成事業	補助	昭和56年5月31日以前に建築確認を受けた木造住宅	・65歳以上の方又は障害者の方が居住している世帯 ・当該住宅に居住していること ・住民税を滞納していないこと	①年間課税所得額合計が200万円未満の世帯 50万円 ②200万円以上の世帯 30万円	左記①については 9/10 ②については 1/2	・設置場所は1階部分とすること。 ・耐震改修工事助成を受けていないこと。 ・東京都が推奨している耐震シェルター等であること ・当該住宅を所有していない場合は所有者の同意が得られること	まちづくり推進部都防災まちづくり課耐震改修担当	03-5744-1349	
世田谷区	世田谷区耐震シェルター等設置支援事業	補助	昭和56年5月31日以前に建築された平屋または2階建て木造建築物で、一戸建て住宅、過半が住宅の店舗併用住宅、長屋または共同住宅	①本人の年間所得が200万円以下 ②本人が65歳以上または身体障害者(1、2級)、要介護(3、4、5) ③区民税を滞納していないこと	30万円 (身体障害者(1、2級)または要介護(3、4、5)は、60万円)	10/10	耐震改修工事もしくは簡易耐震改修工事の世田谷区の助成金交付を受けていないこと。区で指定している耐震シェルター等であること。1階に設置すること。	防災街づくり担当部 防災街づくり課	03-5432-2468	
中野区	中野区防災ベッド設置助成金交付事業	補助	昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅	次のいずれかの要件を満たす者 ①75歳以上の者のみで構成される世帯に属する者 ②介護保険法の要介護状態区分が要介護4又は要介護5に該当する者 ③身体障害者福祉法の下肢又は体幹の機能	年間所得が500万円未満の世帯は50万円。500万円以上の世帯については25万円	10/10 (年間所得に応じ限度額を定める)	・区が実施する簡易耐震診断を受け、総合評点が1.0未満の木造住宅に居住する者 ・ベッド設置が1階にできる者	都市基盤部防災分野地域防災担当	03-3228-8930	

※ 融資金利、利子補給額・率等は、年又は年度ごとに変動する場合があります。詳細は、所管行政庁 問合せ先(担当課)にお問合せください。

平成30年4月1日現在

事業主体	事業名	制度の種類	助成制度の対象等				備考	所管行政庁 問合せ先		
			対象となる建築物	対象者の要件 (所得制限、年齢制限等)	補助支払 又は 融資対象限度額	補助率 又は 利子補給率 (上限)		担当課	TEL	内線
杉並区	杉並区耐震シェルター等設置助成	補助	昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅	(1) 65歳以上の者 (2) 介護保険認定者(要介護1から5まで) (3) 身体障害者手帳所持者(1級から3級まで) (4) 愛の手帳所持者(1度から3度まで) (5) 精神障害者保健福祉手帳所持者(1級から3級) (6) 難病患者福祉手当受給者 (7) 上記に該当しない、地域の助け合いネットワーク「地域の手」登録者	50万円	9/10	・1階に設置すること。 ・耐震改修工事等助成金の交付決定を受けていないこと。 ・東京都が選定した耐震シェルター等であること	都市整備部市街地整備課 耐震改修担当	03-3312-2111	3328 3329
豊島区	耐震シェルター助成	補助	昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅	(1) 世帯全員が65歳以上または身体障害者2級以上 (2) 世帯の所得合計が200万円以下 (3) 世帯全員が住民税を滞納していないこと	30万円	9/10	・既に、耐震シェルター等の設置助成または耐震改修助成の交付決定を受けていないこと ・東京都が推奨している耐震シェルター等であること	都市整備部建築課許可・耐震グループ	03-3981-0590	
荒川区	木造建物耐震化推進事業(耐震シェルター設置工事支援事業)	補助	・昭和56年5月31日以前に建築された木造戸建住宅(貸家含む) ・区の耐震診断支援事業で耐震診断を実施した結果、評点が1.0未満の建物 ・建築基準法その他の関係法令等に違反していない建物又は著しい違反のない建物であって、かつ、その違反が工事の際に解消される程度であると区長が認めるものであること	・所有者又はその同居者が高齢者(65歳以上)又は障がい者(障害者手帳を持っていること) ・住民税等を滞納していないこと。	30万円	2/3	大規模地震による建物の倒壊等から区民の生命を守る避難施設等であって、東京都知事が安価で信頼できる木造住宅の耐震改修装置として選定するもの(当該避難施設等の設置に当たって既存の建物の工事(当該避難施設等を支えるための床の補強工事以外の工事)を伴うものに限る。)	防災都市づくり部防災街づくり推進課	03-3802-3111	2826 2827
	木造建物耐震化推進事業(耐震ベッド設置支援事業)		・昭和56年5月31日以前に建築された木造戸建住宅(貸家含む) ・区の耐震診断支援事業で耐震診断を実施した結果、評点が1.0未満の建物 ・建築基準法その他の関係法令等に違反していない建物又は著しい違反のない建物であって、かつ、区長が認めるものであること							
板橋区	耐震シェルター等設置工事助成	補助	昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅で、耐震診断の結果、評点が1.0未満と診断されたもの	1. 個人の建物所有者又は2親等以内の親族 2. 区民税等を滞納していないこと 3. 助成を受ける建物に居住する者 4. 65歳以上の者又は障がい者等が居住すること(建物所有者又は2親等以内の親族に限る。) 5. 助成を受ける建物に居住する者の世帯全員の所得の合計額が、年間200万円以下であること	15万円 (自力で避難することが困難な者が居住する場合は30万円)	1/2 (自力で避難することが困難な者が居住する場合は9/10)	・耐震シェルター等設置工事は、東京都発行の「安価で信頼できる木造住宅の『耐震改修工法・装置』の事例紹介」の装置部門に掲載されている工事とする。 ・原則1階に設置する。	都市整備部市街地整備課防災まちづくりグループ	03-3579-2554	2554
練馬区	練馬区耐震シェルター等設置支援事業	補助	昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅	・所有者が居住し、所有者を含む世帯全員が住民税非課税であること、かつ世帯員のうち1人以上が65歳以上の方または身体障害など地震発生時に避難することが困難な方がいる世帯 ・住民税等を滞納していないこと	50万円	9/10	・1階に設置すること。 ・耐震改修工事等助成金の交付決定を受けていないこと。 ・身体障害の方は障害等級2級以上。	都市整備部建築課耐震化促進係	03-5984-1938	
足立区	耐震シェルター等設置支援助成	補助	昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅で、耐震診断助成を受けて実施した耐震診断の結果、耐震性が不足しているものと判定されたもの	60歳以上の方を含む世帯、障がい者を含む世帯又は住民税非課税世帯	30万円	100/100	・自己所有で自己居住の住宅に限る。 ・耐震改修工事助成との併用は不可。	都市建設部建築安全課建築防災係	03-3880-5317	

※ 融資金利、利子補給額・率等は、年又は年度ごとに変動する場合があります。詳細は、所管行政庁 問合せ先(担当課)にお問合せください。

平成30年4月1日現在

事業主体	事業名	制度の種類	助成制度の対象等				備考	所管行政庁 問合せ先		
			対象となる建築物	対象者の要件 (所得制限、年齢制限等)	補助支払 又は 融資対象限度額	補助率 又は 利子補給率 (上限)		担当課	TEL	内線
葛飾区	葛飾区耐震シェルター等設置助成	補助	昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅で、地階を除く階数が2以下	①65歳以上の者(以下「高齢者」という。)、又は高齢者と同居する者 ②身体上の障害が身体障害者福祉法施行規則別表5号の1級から4級の者(以下「障害者」という。)、又は障害者と同居する者 上記①、②のいずれかに該当する方	27万円	9/10		都市整備部建築課	03-5654-8552	
八王子市	八王子市居住環境整備事業	補助	昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅	①65歳以上の方のいる世帯又は障害者等がいる世帯 ②対象住宅に居住している者 ③市税の滞納がないこと。	20万円	1/2	住宅の1階部分に設置すること。東京都が安価で信頼できるとして都民に公表した耐震シェルター等の設置に限る。	まちなみ整備部住宅政策課	042-620-7260	3408
府中市	府中市木造住宅耐震改修等助成制度(耐震シェルター等設置)	補助	昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅で、市の助成制度に基づく耐震診断で評点が1.0未満と診断された住宅	次のいずれかの要件を満たす者 ①65歳以上のみの世帯に属する ②身体障害者手帳(1・2級)、精神障害者保健福祉手帳(1級)、愛の手帳(1・2度)の交付を受けた者と同一世帯に属する	30万円	3/4	東京都が安価で信頼できるとして都民に公表した耐震シェルター等の設置に限る。	都市整備部建築指導課 住宅耐震化推進係	042-335-4173	
町田市	町田市木造住宅耐震シェルター等設置事業助成制度	補助	昭56年5月31日以前に建築された住宅で、2階建て以下の木造在来工法による戸建住宅(1/2以上を住宅としてりようしている併用住宅も含む)であり、市内に存するもの。	対象住宅に居住している個人であり、既に納期の経過した市税の滞納がないこと	20万円(一般世帯)、50万円(高齢者世帯※要件あり)	1/2(一般世帯)、9/10(高齢者世帯※要件あり)	耐震改修工事もしくは簡易耐震改修工事の市の助成金の交付を受けていないこと。東京都で指定している耐震シェルター等であること。	都市づくり部住宅課	042-724-4269	4064
清瀬市	清瀬市木造住宅耐震改修等助成制度	補助	耐震診断助成金要綱に基づく助成金の交付の対象となった住宅であって、耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満と診断されたもの	・助成対象住宅の所有者。ただし、所有権が共有とされた住宅にあつては、共有者の全員によって合意された代表者とする。 ・市税を滞納していない者	30万円	9/10	東京都が推奨している耐震シェルター等であること。	都市整備部まちづくり課 まちづくり係	042-497-2093	
武蔵村山市	武蔵村山市安心安全・エコ住宅等改修助成事業	補助	市の安心安全・エコ住宅等改修助成事業補助金交付要綱による耐震診断の結果、耐震改修が必要と認められた住宅。	対象住宅の所有者であつて、現に対象住宅に居住していること。 所有者全員が武蔵村山市の市税等を滞納していないこと。申請を行った年度内にシェルターの設置が完了すること。	20万円	1/2	対象住宅への東京都が安価で信頼できるとして都民に公表した耐震シェルター等の設置を行うものとする。	協働推進部産業振興課 商工係	042-565-1111	227
多摩市	多摩市木造住宅耐震改修費等補助事業	補助	・昭和56年5月31日以前に建築された、2階建て以下の戸建ての木造住宅のうち、延べ面積の2分の1以上を居住に供するもの。 ・耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満であること。	・補助対象住宅の所有者であり、自らが当該住宅に居住していること。 ・補助対象住宅に居住する者全員が、住民税及び固定資産税を滞納していないこと。 ・補助対象住宅に居住する者全員の年間所得金額の合計が、1,200万円以下であること。 ・補助金の申請に係る耐震改修等につき、他の補助金等の交付を受けていないこと。	20万円	1/2	・安価で信頼できる木造住宅の耐震改修工法・装置の事例として東京都が認めるものであること。 ・建築物の1階に設置すること。 ・耐震改修について補助を受けていないこと。	都市整備部都市計画課 住宅担当	042-338-6817	
西東京市	西東京耐震シェルター等設置助成制度	補助	木造住宅で昭和56年5月31日以前に建築された戸建て住宅。(併用住宅の場合、延べ床面積が2分の1以上が住宅の用途に供しているもの。)	・高齢者又は障害者を含む世帯(高齢者・障害者の単身世帯含む) ・助成対象住宅に居住している世帯員全員が、申請日の属する年度の前年度の西東京市が賦課した市民税及び都民税に未納がないこと。 ・木造住宅耐震無料相談実施要綱に規定する相談事業を受けていること。 ・西東京市木造住宅耐震改修助成金交付要綱に規定する助成金の交付を受けていないこと。	30万円	9/10	・高齢者 65歳以上の者 ・障害者 身障手帳の1級から4級の交付を受けているもの。 ・東京都が安価で信頼できるとして都民に公表している耐震シェルター等であること。	都市整備部住宅課 住宅係	042-438-4052	
瑞穂町	瑞穂町簡易耐震改修費助成事業	補助	・昭和56年5月31日以前に建築を完工した町内にある木造一戸建て住宅(延べ床面積の2分の1以上を居住のために使っているもの。) ・耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満であったもの	・申請時点で瑞穂町民であること ・世帯全員の年間所得合計金額が200万円以下であること ・高齢者または未成年、あるいは身体上の障害のある者で構成されること	50万円	3/5	・高齢者 65歳以上の者 ・障害者 身体上の障害の程度が身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級又は2級に該当し障害者手帳の交付を受けている者	住民部地域課安全係	042-557-7610	